

とくしまこども未来会議設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十五号

とくしまこども未来会議設置条例の一部を改正する条例

とくしまこども未来会議設置条例（令和六年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「知事の諮問に応じ、」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第八条第一項本文及び第二項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関が調査審議することとされた事項

第一条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第四条第五項の規定により地方公共団体が行うこととされた事項

四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定により幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関が調査審議することとされた事項

五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項各号に掲げる事務に関する事項

第一条第二項を削る。

第六条を第七条とする。

第五条第二項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同条第三項中「置き、会長の指名する委員がこれに当たる」を「置く」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 部会長及び副部会長は、会議の定めるところにより、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定め、又は部会に属する委員及び臨時委員の中から会長が指名する。

第五条に次の一項を加える。

7 会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって会議の決議とすることができる。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(臨時委員)

第五条 会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定(徳島県青少年健全育成条例(昭和四十年徳島県条例第三十一号)第十九条の改正規定に限る。)は、同年十二月一日から施行する。

(徳島県青少年健全育成条例の一部改正)

2 徳島県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二 青少年の健全な育成に関する基本計画(第四条の五)」を削る。

第一条中「基本計画の策定及び」を削る。

第一章の二を削る。

第十九条中「三十人」を「十二人」に改める。

(徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正)

3 徳島県社会福祉審議会設置条例(平成十二年徳島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)

第二十五条及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第四項」及び「第六条第一項を除き、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同項を同条第二項とする。

第二条中「四十人」を「二十六人」に改める。

第六条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第三項から第六項」を「第二項から第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七条第二項中「前条第二項から第七項」を「前条第一項から第六項」に改める。

(徳島県子どもはぐくみ条例の一部改正)

4 徳島県子どもはぐくみ条例(平成二十五年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

目次及び第二章の章名中「及び実施計画」を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

附則第三項を削る。